

軽自動車税



今年4月2日に50ccのバイクの廃車手続きを済ませたにもかかわらず、納税通知書が送られてきたのはなぜですか。



軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または2輪の小型自動車を所有している方に課税されます。

したがって、あなたの場合、4月2日に廃車の手続きをされたとのことですが、4月1日現在では所有していましたので今年度の軽自動車税（種別割）は課税されることになります。

なお、原動機付自転車と小型特殊自動車を廃車しようとする場合は、ナンバープレートと標識交付証明書、印鑑（※）をお持ちいただく必要がありますが、その他の自動車を廃車しようとする場合には、次の表に記載のそれぞれの申告場所にお問い合わせください。

車 種	申 告 場 所
・125cc以下の原付バイク ・ミニカー ・農耕作業用等車 ・小型特殊自動車 ・特定小型原動機付自転車	越谷市役所市民税課 越谷市越ヶ谷4-2-1 ☎048-963-9145 北部出張所 越谷市大字恩間181-1 ☎048-978-4141 南部出張所 越谷市南越谷1-2876-1 ☎048-988-6611
125cc超の2輪車	埼玉運輸支局春日部自動車検査登録事務所 春日部市大字増戸723-1 ☎050-5540-2028
軽自動車	軽自動車検査協会埼玉事務所 春日部支所 春日部市下大増新田115-1 ☎050-3816-3113

※ 普通自動車にかかる税金（自動車税）は県の税金（県税）です。

自動車税全般については、自動車税コールセンター（0570-012-229）までお問い合わせください。

また、普通自動車の登録・名義変更・廃車等は、埼玉運輸支局春日部自動車検査登録事務所（050-5540-2028）までお問い合わせください。

※ 所有者が個人のと看、所有者本人が署名する場合は印鑑が不要です（法人は原則記名押印が必要です）。



軽自動車を年の途中で廃車した場合に、納めた税金は還付されますか。



自動車税（種別割）とは異なり、軽自動車税（種別割）には月割課税の制度がないため、年の途中で廃車をした場合でも既に納めた税金を月割計算してお返しすることはありません。なお、軽自動車税（種別割）の税率については次のとおりとなっています。

車 種		税率	継続税率	重課税率	適用
原動機付自転車	総排気量50cc以下（ミニカーを除く）	2,000 円	-	-	・ 特定小型原動機付自転車の税率は、令和6年度課税分より適用
	2輪で総排気量90cc以下	2,000 円	-	-	
	2輪で総排気量125cc以下	2,400 円	-	-	
	ミニカー	3,700 円	-	-	
	特定小型原動機付自転車	2,000 円	-	-	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円	-	-	
	その他（フォークリフト等）	5,900 円	-	-	
2輪小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000 円	-	-	
軽自動車	2輪車（総排気量250cc以下）	3,600 円	-	-	
	3輪車（総排気量660cc以下）	3,900 円	3,100 円	4,600 円	・ 税率は平成27年4月1日以後に初度検査を受けるものから適用 ・ 重課税率は平成28年4月1日以後に初度検査から13年を経過したものについて平成28年度から適用 ・ 上記以外は継続税率を適用
	4輪以上（総排気量660cc以下）	乗用営業用	6,900 円	5,500 円	8,200 円
		乗用自家用	10,800 円	7,200 円	12,900 円
		貨物営業用	3,800 円	3,000 円	4,500 円
		貨物自家用	5,000 円	4,000 円	6,000 円

※ ミニカーとは、3輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもののうち、車輪間の距離が50cmを超えるものまたは側面を含めた車室を備えているものをいいます。

三輪及び四輪以上の軽自動車の初度検査年月別 税率区分適用一覧表

初度検査年月 (※)	課税年度 (令和)																		
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20				
～平成22年3月																			
平成22年4月～平成23年3月																			
平成23年4月～平成24年3月																			
平成24年4月～平成25年3月																			
平成25年4月～平成26年3月																			
平成26年4月～平成27年3月																			
平成27年4月～平成28年3月																			
平成28年4月～平成29年3月																			
平成29年4月～平成30年3月																			
平成30年4月～平成31年3月																			
平成31年4月～令和 2年3月																			
令和 2年4月～令和 3年3月																			
令和 3年4月～令和 4年3月																			
令和 4年4月～令和 5年3月																			
令和 5年4月～令和 6年3月																			
令和 6年4月～令和 7年3月																			

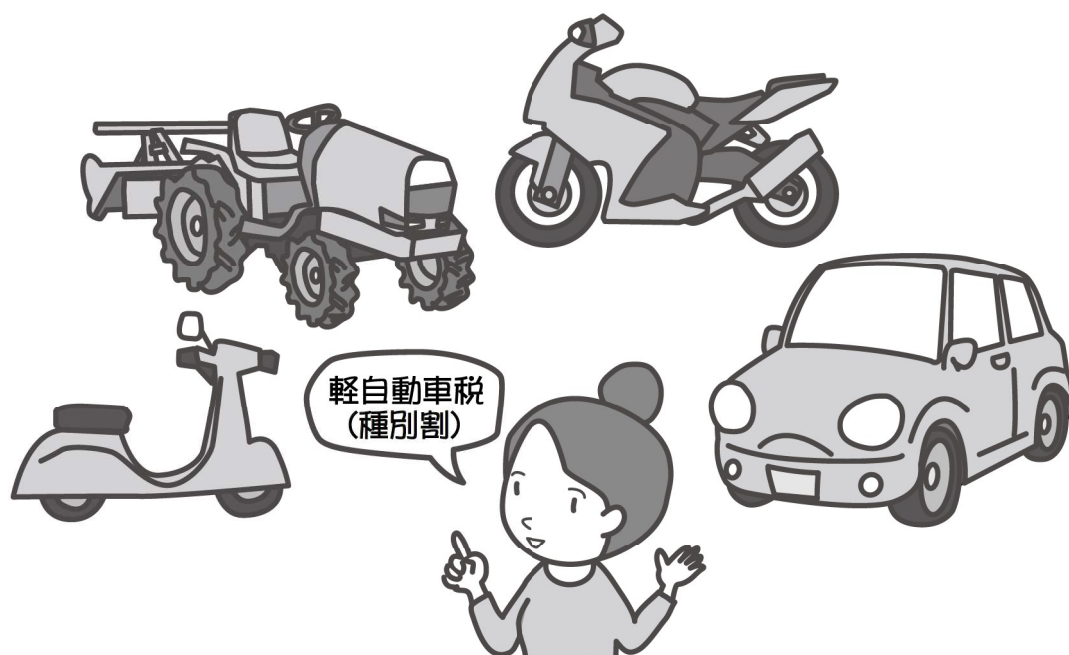
重課税率

※廃車時まで適用

継続税率

税率

※ 初度検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」欄をご確認ください。



「軽課税率」

環境性能に優れた一定の要素に該当する軽自動車については、軽自動車税（種別割）を初年度の課税のみ、概ね25%、50%又は75%軽減することとしています。令和3年度税制改正により電気自動車等、ごく一部の条件を満たす車両に限定され、令和5年度税制改正により、75%・50%軽減車両への適用期限が3年延長（取得期間：令和8年3月31日まで）、25%軽減車両への適用期限が2年延長（取得期間：令和7年3月31日まで）されました。

「軽自動車税環境性能割の創設と税区分の整理」

令和元年10月1日以後の軽自動車の取得から、軽自動車の環境への負荷の低減に資する程度に応じて取得者に課税する「環境性能割」が適用されています。

なお、地方税法の特例により、環境性能割の賦課徴収は、軽自動車の取得時において都道府県が行うこととなっています。

※ 環境性能割の詳細につきましては下記までお問い合わせください。

自動車税事務所 春日部支所

春日部市増戸752-5

電話（048）763-4111





原動機付自転車等の手続きに必要な持ち物を教えてください。



越谷市への原動機付自転車（総排気量が125cc以下のバイク等）と小型特殊自動車に関する主な申告の種類と必要書類などについては、次のとおりとなっていますので、該当する区分に応じて手続きを済ませてください。

申告の種類		必要書類など	申告先
新規標識交付申請	●販売店から購入したとき	●販売証明書 ●所有者の住所・氏名を確認できるもの ●印鑑（※）	市役所市民税課（または北部・南部出張所）
	●市外から転入したとき	廃車済の場合 ●廃車申告受付書 ●所有者の住所・氏名を確認できるもの ●印鑑（※） 他市の標識が付いている場合 ●ナンバープレート ●標識交付証明書 ●所有者の住所・氏名を確認できるもの ●印鑑（※）	
	●市外の人から譲り受けたとき	廃車済の場合 ●廃車申告受付書 ●譲渡を証する書面（旧所有者押印済のもの） ●新所有者の住所・氏名を確認できるもの ●印鑑（※） 他市の標識が付いている場合 ●ナンバープレート ●標識交付証明書 ●譲渡を証する書面（旧所有者押印済のもの） ●新所有者の住所・氏名を確認できるもの ●印鑑（※）	
名義変更	●越谷市内の人から譲り受けたとき	●譲渡を証する書面（旧所有者押印済のもの） ●標識交付証明書 ●新所有者の住所・氏名を確認できるもの ●印鑑（※）	
廃車	●廃棄するとき ●市外に転出したとき ●市外の人に譲るとき	●ナンバープレート ●標識交付証明書 ●印鑑（※）	

※ 所有者が個人のととき、所有者本人が署名する場合は印鑑が不要です（法人は原則記名押印が必要です）。

Q

バイクを放置しておいたところ、いつの間になくなってしまいました。何か手続きが必要ですか。

A

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在における原動機付自転車や軽自動車などの所有者に課税されますので、原動機付自転車などを新しく購入したときや譲り受けたとき、または廃車したときや譲ったときには、それぞれ車種に応じた申告場所に届け出をしていただく必要があります。

それは、越谷市ではその届け出に基づいて課税したり、課税を取り消したりするためです。

あなたの場合、盗難あるいは何らかの事情によりバイクがなくなったということですが、まず最寄りの警察署か交番に被害届を提出し、その受理番号などを控えたうえで、総排気量が125cc以下のバイクであれば、標識交付証明書と印鑑（※）をお持ちになって、早急に市民税課（または北部・南部出張所）で手続きをしてください。その他の車種については、62ページの申告場所へお問い合わせください。

Q

今年7月に他市区町村から越谷市に転入しましたが、私の持っている原動機付自転車について何か手続きが必要ですか。

A

転入前に、標識の交付を受けた市区町村で廃車手続きを行った場合には、交付された廃車申告受付書、印鑑（※）をお持ちください。転入前の市区町村で廃車手続きを行っていない場合には、他市区町村のナンバープレート、転入前の市区町村から交付された標識交付証明書、印鑑（※）をお持ちください。登録手続きは、市民税課（または北部・南部出張所）で受け付けています。

なお、他市区町村で交付されたナンバープレートの廃車手続きのみを行うことはできません。廃車と同時に、越谷市でナンバープレートを取得（登録）することが条件となりますのでご注意ください。

また、越谷市から他市区町村へ転出した場合は、ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑（※）をお持ちいただき、市民税課（または北部・南部出張所）で廃車の手続きをしてください。手続き完了後、廃車申告受付書を交付します。転出先で引き続き同じ原動機付自転車等を所有する場合は、転出先の市区町村で登録の手続きをしてください。登録手続きの方法については、転出先の市区町村にお問い合わせください。

※ 所有者が個人のと看、所有者本人が署名する場合は印鑑が不要です（法人は原則記名押印が必要です）。



特定小型原動機付自転車とはどのようなものですか。



道路交通法の一部が改正され、令和5年7月1日より、最高速度が自転車と同程度であるなど一定の基準に該当する車両（電動キックボード等）を、新たに「特定小型原動機付自転車」として位置づけ、車道通行を原則とするなどの新たな交通ルールが適用されています。

原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、以下の要件全てに該当するものが対象となります。

- ・原動機の定格出力が0.60キロワット以下であること
- ・長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること
- ・最高速度が20キロメートル毎時以下であること

登録については、以下の必要書類をご用意いただいたうえで、越谷市役所市民税課、北部・南部出張所にてお手続きをお願いします。

《新たに特定小型原動機付自転車を登録する場合》

【必要書類等】

- ・所有者の印鑑
- ・販売証明書

（無い場合は特定小型原動機付自転車に該当することが確認できる書類）

※ 所有者が個人るとき、所有者本人が署名する場合は印鑑が不要です
（法人は原則記名押印が必要です）。